

岐阜市保感医第 242-5 号
令和 7 年 7 月 4 日

社会福祉施設の長 様

岐阜市保健所長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく
結核定期健康診断の実施及び報告について（通知）

平素は、本市の保健衛生行政に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 5 3 条の 2 及び同法第 5 3 条の 7 の規定により、**社会福祉施設の長は、業務に従事する者に対して毎年度、入所者に対して 6 5 歳に達する日の属する年度以降において毎年度、結核の定期健康診断を行う義務及びその受診者数等を管轄する保健所長に報告する義務があります。**

つきましては、今年度の定期健康診断を実施し、下記ホームページよりご回答ください。

市ホームページ（ページ番号:1004452）

トップページ>健康・福祉>感染症・予防接種>結核
>結核定期健康診断実施のお願い

URL : <https://logoform.jp/form/BcLm/295876>



すでに今年度分の結核定期健康診断実施報告が済んでいましたら、ご容赦ください。再度、ご報告いただく必要はありません。

＜提出先及び問い合わせ先＞

〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地
岐阜市保健所 感染症・医務薬務課 感染症1係
TEL 058-252-7187 FAX 058-252-1280